

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		個人施行者のマンション建替事業の規準又は規約及び事業計画の変更の認可
根拠条例・規則等名		マンションの建替え等の円滑化に関する法律
条 項		第50条
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課（電話：048-829-1518）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・審査基準は、法第48条の定めによる。
	設定等年月日	平成26年12月24日設定 平成26年12月24日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	45日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りではない。
	設定等年月日	平成26年12月24日設定 平成26年12月24日最終改正
備 考		